

山科郵便局

料金別納郵便

あきらめない
子どもたちの
未来を!

Akira Yoshii
市政報告通信

郵便はがき



京都市議員 **吉井あきら**

〒607-8451 京都市山科区厨子奥若林町60-1
松本ビル2F-B号
TEL.075-501-5800 FAX.075-501-3211

新春をお健やかにお迎えのこととお慶び
申し上げます。

昨年の総選挙におきましては皆様方に
大きなお力をいただき、京都第二選挙区に
おいて十二年ぶりに自民党の議席を得るこ
とができました。心から感謝申し上げます。
市・府・国がしっかりと連携をはかり、皆様方
のご期待に応えられるよう全力を尽くして
参ります。

来年四月三十日に天皇陛下が退位され、
翌五月一日に皇太子様が新天皇に即位され
ます。新しい時代を迎えるにあたり、改めて
脈々と受け継がれてきた日本の心を再確認し、
日本人として誇りを持って未来へ進んで行く
事が大切です。

政治は結果責任、有権者を騙すような耳
当たりの良いことばかり言うのではなく、勇気を
もって事実を伝え、将来に向け前向きに夢を
持てる政治を進めていかなければなりません。
私自身も全力を尽くして参りますので、ご支援
を賜りますようお願いいたします。

平成三十年が皆様にとりまして輝かしく
平安な年となりますよう、心よりお祈り申し
上げます。

平成三十年 睦月

京都市議員

吉井あきら

京都市宿泊税条例制定(平成30年10月施行予定)

目的 国際文化観光都市としての魅力を高め、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる

対象 ホテル、旅館、簡易宿所等のほか、いわゆる違法民泊等への宿泊者も含めた、すべての宿泊者を宿泊税の納税義務者としています。(児童・生徒又は学生で、学校が主催する修学旅行その他学校行事に参加しているもの及びその引率者に対しては、宿泊税を免除します)



税率 宿泊者1人1泊につき、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額とします。

- 宿泊料金が20,000円未満である場合 200円
- 宿泊料金が20,000円以上50,000円未満である場合 500円
- 宿泊料金が50,000円以上である場合 1,000円

民泊新法施行に向けて京都市独自ルールの検討

国においては昨年6月に住宅宿泊事業法(民泊新法)が成立し、今年6月の法施行後、条件が整えば一般の「住宅」が旅館業法の許可を受けずに「民泊」として営業ができるようになります。これを受け、京都市では市民生活に影響を及ぼす迷惑行為の防止を図るとともに、市民と宿泊客の安心安全の確保及び公衆衛生の向上並びに宿泊客による京都の文化体験や市民との交流の促進、本市の生活文化の保全・継承を図るため、民泊新法の適正な運営等に関する独自ルールを条例や規則として制定することとしています。2月議会にて条例案を検討し条例制定にむけて議論して参ります。



多くのご意見を
お待ちしております!

平成29年12月5日～平成30年1月12日まで
「民泊」に関する市民の皆様からのご意見を募集しております。

●詳しくはホームページをご覧ください。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/templates/hokenfukushi/0000228550.html>



京都市会議員 **吉井あきら**

